

# 生活困窮者支援事業



緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に、生活に必要な食料等を提供、家電等を貸し出しすることで、世帯の自立を促し、円滑な社会生活が送れるよう支援します。

## 対象者

市内に居住し、次にあてはまる方

- (1) 緊急的かつ一時的に生計の維持が困難な世帯
- (2) 地区の担当民生委員が必要と認めた世帯
- (3) その他理事長が必要と認めた世帯

## 利用期間

- ① 食料等…世帯員が1週間程度生活できる食料・必要最低限の日用品等を無料で提供します。
- ② 家電等…必要最低限の家電等を2週間以内の期間貸し出します。  
(ポータブル電源、電子レンジ、電気ケトル、ランタン型ライト、充電電池、カセットコンロ)

※申込には、社協での相談の上、申請書類での審査があります。

## 問合せ・申込先

赤穂市社会福祉協議会

赤穂市中広267番地

電話：42-1397

ファックス：45-2444

E-mail：ako-shakyo@ako-shakyo.jp

